



夏本番、感染症対策と暑さ対策の両立が悩ましい今日この頃です。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化学物質対策（ラベル・SDS及びリスクアセスメント関係）に関するQ&Aを公開（厚生労働省）

厚生労働省は、化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS及びリスクアセスメント関係）を公開した。

[もっと詳しく☞](#) [厚生労働省（Q&A ラベル・SDS関係） / （Q&A リスクアセスメント関係）](#)

② PFOS及びPFOAの水質汚濁に係る暫定目標値を設定（環境省）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等について、5月27日付けで中央環境審議会会長から環境大臣宛ての答申がなされた。答申では、人の健康の保護に関する要監視項目に新たに「ペルフルオロオクタンサルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」を追加し、PFOS及びPFOAの合算値として「0.00005 mg/L（50 ng/L）以下」を暫定的な目標値として設定することが適当とされた。

[もっと詳しく☞](#) [環境省（「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」（第5次答申）について）](#)

③ 令和元年度PFOS及びPFOA全国存在状況把握調査の結果を公表（環境省）

PFOS及びPFOAの水環境における全国的な存在状況の把握を目的に行われた調査の結果が公表された。調査を実施した171地点のうち、13都府県の37地点において、水環境における暫定的な目標値（PFOS及びPFOAの合算値で50 ng/L）の超過が確認された。

[もっと詳しく☞](#) [環境省（令和元年度PFOS及びPFOA全国存在状況把握調査の結果について）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 英国のEU離脱後の化学物質管理体制を英下院委員会に表明（英国 DEFRA）

英国環境・食料・農村地域省（DEFRA）は、英国下院の環境監査委員会（EAC）へ宛てた5月22日付けの書簡の中で、2021年1月1日以降、英国ではEUから独立したREACH体制を開始すると述べている。また、EU-英国間でのデータや情報の共有については合意へ向けて交渉中としている。

[もっと詳しく☞](#) [DEFRA（New Chemicals Strategy and the future of chemicals regulation）（PDF）](#)

② 2019年工業化学品法が発効（オーストラリア）

7月1日、2019年工業化学品法（IC法）が1989年工業化学品（届出・審査）法に代わる形で発効した。IC法では、2年間の移行期間が設けられている。また、IC法への移行に伴い国家工業化学品届出審査機構（NICNAS）が廃止され、オーストラリア工業化学品導入機構（AICIS）が始動する。

[もっと詳しく☞](#) [NICNAS（New scheme and new website）](#) ※NICNAS WEBサイトは6月30日に廃止
[AICIS Webサイト](#) ※AICIS Webサイトは7月1日以降利用可能（予定）

③ EU PIC規則の附属書Iに殺生物性物質を追加（欧州委員会）

有害化学物質の輸出入に関するPIC規則が改正され、附属書Iに殺菌剤2種とネオニコチノイド系殺虫剤3種、農薬1種及び臭素系難燃剤1種が追加された。附属書I収載物質は輸出通知、PIC手続き又はPIC通知の対象となる。

[もっと詳しく☞](#) [EUR-Lex（amending Annexes I and V to Regulation \(EU\) No 649/2012）（PDF）](#)

④ 長鎖PFASのTSCA重要新規使用規則を最終決定（米国 EPA）

米国EPAは、ペル/ポリフルオロアルキル物質（PFAS）行動計画の一環として、段階的に廃止された特定の長鎖PFASの使用を企業が再開する際には事前の届出と承認を求めるとしたTSCAの重要新規利用規則（SNUR）を最終決定した。これにより、特定の長鎖PFASを含む製品はEPAの審査なしに製造・輸入・販売できなくなる。

[もっと詳しく☞](#) [U.S.EPA（EPA Takes Action to Stop Use of Certain PFAS in Products and Protect American Consumers）](#)

特集：ASEANを中心としたGHS導入状況 ～マレーシア～

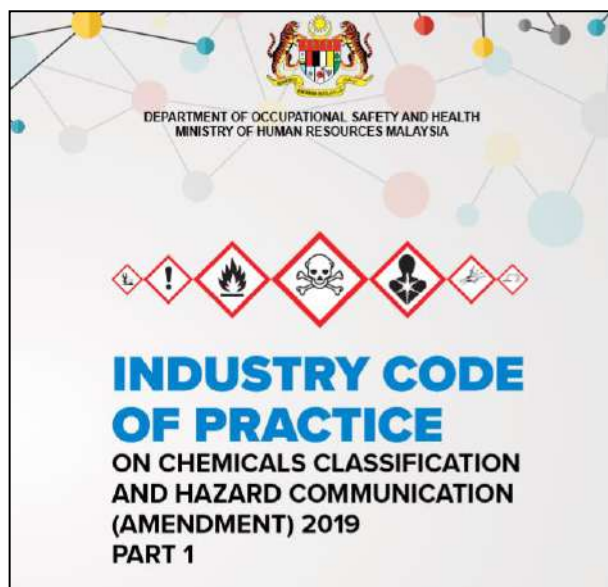
今月号もASEANを中心としたGHS導入状況についてご紹介します。第四弾はマレーシアです。

マレーシアでは、単一物質並びに混合物とも、2015年4月1日からGHS対応のSDS及びラベルが導入されています。

マレーシアのGHSに関係する法令としては、2013年労働安全衛生（有害性化学品の分類、表示、及び安全性データシート）規則（CLASS規則）（2013年10月11日公布、2013年10月12日施行）、化学品分類及びハザードコミュニケーションに関する産業実務規範（ICOP）があります。ICOPの第1部：「分類された化学物質のリスト」について、2019年に改訂版が公表されています。マレーシアのGHS分類は、この「分類された化学物質のリスト」に掲載されている分類を使用する必要があります。

マレーシアでは現在は国連文書改訂第3版に従ったSDS・ラベル作成が必要となります。マレーシア向けのSDSとラベルの注意点として、英語とマレー語、両方のSDS及びラベルの作成が求められます。マレーシア向けのSDS及びラベルでは、注意書き（Pフレーズ）を全て表記するのではなく、6つに絞る必要があります。また、マレーシア向けのSDS及びラベルには、マレーシア域内の24時間緊急電話番号が必要です。なお、有害性化学品の輸入品の場合は、外国の製造業者の24時間連絡先の番号でも良いとされています。

本機構では、マレーシアの法令に準拠したSDS及びラベル作成を承っています。お気軽にご相談ください。



化学品分類及びハザードコミュニケーションに関する産業実務規範（ICOP：2019）の資料（一部抜粋）

お知らせ

○CERI寄付講座

令和2年度前期CERI寄付講座が九州大学、東京工業大学で開講されます。是非ご受講ください。

[九州大学「先端分子材料化学～設計、構造・物性、機能からデバイスまで～」](#)

[東京工業大学「ゴム・プラスチックの安全、安心－身の回りから最新の話題まで－」](#)

※東京工業大学の寄付講座は6月号のご案内から日程・内容等を一部変更し、オンライン講座として開催いたします。

○セミナー「ケミカルリスクフォーラム研修コース」

（一社）日本化学工業協会主催の2020年度ケミカルリスクフォーラム研修コースの7月31日の回において、本機構の職員が講師を務めます。詳細はこちらをご覧ください☞ [ケミカルリスクフォーラム](#)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：石井（聡）、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp